



長野県報

3月31日(金)
平成18年
(2006年)
号外

目次

規則

任期付職員の採用等に関する規則の一部を改正する規則（人事委員会事務局）	1
外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する規則の一部を改正する規則（人事委員会事務局）	1
公益法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則（人事委員会事務局）	1
職員の任用に関する規則等の一部を改正する規則（人事委員会事務局）	2
長野県人事委員会事務処理規則の一部を改正する規則（人事委員会事務局）	4

告示

心身障害者生活費設置運営事業補助金交付要綱の廃止（障害者自律支援室）	5
無医地区出張診療所運営費補助金交付要綱の廃止（医務課）	5
地産地消地域支援事業補助金交付要綱の廃止（農政課）	5
環境保全型農業実践グループ活動支援事業補助金交付要綱の廃止（農政課）	5
社会福祉施設代替職員雇用事業補助金交付要綱の一部改正（こども支援課）	5

規則

任期付職員の採用等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成18年3月31日

長野県人事委員会委員長 市村次夫

長野県人事委員会規則第12号

任期付職員の採用等に関する規則の一部を改正する規則

任期付職員の採用等に関する規則（平成14年長野県人事委員会規則第12号）の一部を次のように改正する。

第6条中「、給料月額及び最初の昇給に際し、その昇給期間を短縮する期間」を「及び号俸」に改める。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

人事委員会事務局

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成18年3月31日

長野県人事委員会委員長 市村次夫

長野県人事委員会規則第13号

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する規則の一部を改正する規則

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する

規則（昭和63年長野県人事委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「調整手当」を「地域手当」に改める。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

人事委員会事務局

公益法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成18年3月31日

長野県人事委員会委員長 市村次夫

長野県人事委員会規則第14号

公益法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則

公益法人等への職員の派遣等に関する規則（平成14年長野県人事委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「財團法人長野県中小企業振興公社」を「財團法人長野県中小企業振興センター」に改める。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

人事委員会事務局

職員の任用に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布します。

平成18年3月31日

長野県人事委員会委員長 市村次夫

長野県人事委員会規則第15号

職員の任用に関する規則等の一部を改正する規則

(職員の任用に関する規則の一部改正)

第1条 職員の任用に関する規則(昭和34年長野県人事委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

別表第1の1の5の項及び6の項並びに同表の4の4の項中「課長」を「チームリーダー」に改め、同表の5の5の項及び6の項中「保健予防課長」を「健康づくりチームリーダー」に改める。

(期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部改正)

第2条 期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則(昭和39年長野県人事委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

別表第2中 「危機管理室長
企画局長
信州ブランド・観光戦略局長」 を

「危機管理局長
企画局長」 に、

「身体障害者リハビリテーションセンター所長
県立病院長」 を

「県立病院長
県立総合リハビリテーションセンター所長」 に、「企画

参事」を 「信州広報・ブランド室長
企画参事」 に、

「身体障害者リハビリテーションセンター次長
佐久保健所長 上田保健所長 飯田保健所長 松本保健所長 長野保健所長
看護大学の学長及び事務局長」 を

を
「佐久保健所長 上田保健所長 伊那保健所長 飯田保健所長 松本保健所長 長野保健所長
看護大学の学長及び事務局長
県立総合リハビリテーションセンター次長」 を

に、「環境保全研究所副所長
工業技術総合センター所長」 を

「工業技術総合センター所長」に、「上田建設事務所長」を
「上田建設事務所長 飯田建設事務所長」に、

「生涯学習推進センター所長」を「運転免許本部長」に、
「運転免許本部長」

「参事(人事委員会が別に定めるものに限る。)」を

「参事(人事委員会が別に定めるものに限る。)
技監(人事委員会が別に定めるものに限る。)」に改める。

(管理職員等の範囲を定める規則の一部改正)

第3条 管理職員等の範囲を定める規則(昭和41年長野県人事委員会規則第17号)の一部を次のように改正する。

別表の知事の事務部局の項中「危機管理室長 企画局長 信州ブランド・観光戦略局長」を「室長 危機管理局長 企画局長」

に、「限る。」課長 室長」を「限る。」に、「秘書広報チーム」を「次長 秘書チーム」に、「管財課」を「財産活用チーム」に、「情報公開課」を「情報公開・法規チーム」に、「する企画幹、主任企画員、企画員、主査、主任及び主事 技術管理室の主任専門指導員 検査課の分室長」を「する企画幹、主任企画員、企画員、主査、主任及び主事」に、「福祉大学校 校長 副校長」を「消防防災航空センター 所長 校長」に、

「信濃学園
身体障害者リハビリテーションセンター
西駒郷地域生活支援センター
労政事務所」園長
所長 次長 総看
護師長
所長
所長」

を

「男女共同参画センター
信濃学園
県立総合リハビリテーションセンター
西駒郷地域生活支援センター」園長
所長 次長 総看
護師長
所長」

に、

「農業大学校
病害虫防除所
地域農業改良普及センター」校長
所長 事務局長 研修部長
所長

を

「木曾農林振興事務所
農業大学校
病害虫防除所」所長
校長 事務局長 研修部長
所長

に、「次長 支所長」を「次長」に、「砂防事務所」所長」を

「コモンズ・砂防センター 会計センター」所長
所長 に改め、同表の教育委員会

事務局及び教育機関の項中「課長 室長 教育振興課」を「チームリーダー 教育振興チーム」に、「義務教育課」を「義務教育チーム」に、「高校教育課」を「高校教育チーム」に、「自律教育課」を「自律教育チーム」に、「総務課長 学校教育課長又は教育課長 学校教育課又は教育課」を「総務チームリーダー 学校教育チームリーダー又は教育チームリーダー 学校教育チーム又は教育チーム」に、「短期大学附属幼稚園」を「短期大学付属幼稚園」に改め、同表の労働委員会事務局の項中「調整総務課長」を「調整総務チームリーダー」に改める。

(職員の給与に関する規則の一部改正)

第4条 職員の給与に関する規則(昭和45年長野県人事委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

別表第1の医療職給料表(1)の項から医療職給料表(3)の項まで中「身体障害者リハビリテーションセンター」を「県立総合リハビリテーションセンター」に改める。

別表第2のアの5級の項から7級の項まで及びエの5級の項中「課長」を「チームリーダー」に改め、同表のオの5級の項及び6級の項中「保健予防課長」を「健康づくりチームリーダー」に改める。

(給料の調整額に関する規則の一部改正)

第5条 給料の調整額に関する規則(昭和45年長野県人事委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

<p>別表第1中</p> <table border="1" style="border-collapse: collapse; width: 100%;"> <tr><td style="padding: 5px;">総務部職員サポート課</td></tr> <tr><td style="padding: 5px;">衛生部薬務課</td></tr> <tr><td style="padding: 5px;">危機管理室危機管理・消防防災課</td></tr> </table> <p>を</p> <table border="1" style="border-collapse: collapse; width: 100%;"> <tr><td style="padding: 5px;">総務部職員サポートチーム</td></tr> <tr><td style="padding: 5px;">衛生部薬務チーム</td></tr> <tr><td style="padding: 5px;">消防防災航空センター</td></tr> </table> <p>に、</p> <table border="1" style="border-collapse: collapse; width: 100%;"> <tr><td style="padding: 5px;">身体障害者リハビリテーションセンター</td></tr> <tr><td style="padding: 5px;">生活支援課長である職員 薬剤師である職員（麻薬管理者である職員を除く。） 身体障害者の身上相談及び日常生活養護に従事することを本務とする職員</td></tr> <tr><td style="padding: 5px;">身体障害者の身上相談及び日常生活養護に従事する更生相談室長である職員 訓練課長である職員</td></tr> </table> <p>を</p> <table border="1" style="border-collapse: collapse; width: 100%;"> <tr><td style="padding: 5px;">県立総合リハビリテーションセンター</td></tr> <tr><td style="padding: 5px;">生活支援チームリーダーである職員 薬剤師である職員（麻薬管理者である職員を除く。） 身体障害者の身上相談及び日常生活養護に従事することを本務とする職員</td></tr> <tr><td style="padding: 5px;">身体障害者の身上相談及び日常生活養護に従事する更生相談室長である職員 訓練チームリーダーである職員</td></tr> </table>	総務部職員サポート課	衛生部薬務課	危機管理室危機管理・消防防災課	総務部職員サポートチーム	衛生部薬務チーム	消防防災航空センター	身体障害者リハビリテーションセンター	生活支援課長である職員 薬剤師である職員（麻薬管理者である職員を除く。） 身体障害者の身上相談及び日常生活養護に従事することを本務とする職員	身体障害者の身上相談及び日常生活養護に従事する更生相談室長である職員 訓練課長である職員	県立総合リハビリテーションセンター	生活支援チームリーダーである職員 薬剤師である職員（麻薬管理者である職員を除く。） 身体障害者の身上相談及び日常生活養護に従事することを本務とする職員	身体障害者の身上相談及び日常生活養護に従事する更生相談室長である職員 訓練チームリーダーである職員	<p>建設事務所長 松本建設事務所長」に、</p> <p>「 参事（任命権者が人事委員会と協議して定めるものに限る。） を</p> <p>「 参事（任命権者が人事委員会と協議して定めるものに限る。） 技監（任命権者が人事委員会と協議して定めるものに限る。） に、</p> <p>「 本庁の課長 本庁のチームリーダー」を「 本庁のチームリーダー」に、</p> <p>「 自治研修所長」を「 信州広報・ブランド室次長」に改め、「 上田保健所長」の次に「 伊那保健所長」を加え、「 松本建設事務所長及び長野建設事務所長」を「 飯田建設事務所長、松本建設事務所長、長野建設事務所長及び下伊那南部建設事務所長」に、</p> <p>「 交通事故相談所長 消防防災航空センター所長 男女共同参画センター所長」</p> <p>に、「 西駒郷地域生活支援センター所長 精神保健福祉センター所長」を「 西駒郷地域生活支援センター所長」に、「 劳政事務所長 公衆衛生専門学校長」を</p> <p>「 公衆衛生専門学校長 阿南介護老人保健施設所長」に、「 食肉衛生検査所長」に、「 精神保健福祉センター所長 食肉衛生検査所長 家畜保健衛生所長 千曲川流域下水道建設事務所長」に、</p> <p>「 地域農業改良普及センター所長 家畜保健衛生所長 千曲川流域下水道建設事務所長 砂防事務所長」を</p> <p>「 下伊那南部建設事務所長 コモンズ・砂防センター所長 会計センター所長」に、</p> <p>「 本庁の課に付置される室の室長 企画幹」を「 企画幹」に、</p> <p>「 福祉支援幹」を「 収納推進幹」に、</p> <p>「 N P O推進幹 工業振興幹 検査幹」を「 工業振興幹」に、「 森林組合検査幹」を「 森林組合検査幹 技術管理幹 道路管理幹」に、</p>
総務部職員サポート課													
衛生部薬務課													
危機管理室危機管理・消防防災課													
総務部職員サポートチーム													
衛生部薬務チーム													
消防防災航空センター													
身体障害者リハビリテーションセンター													
生活支援課長である職員 薬剤師である職員（麻薬管理者である職員を除く。） 身体障害者の身上相談及び日常生活養護に従事することを本務とする職員													
身体障害者の身上相談及び日常生活養護に従事する更生相談室長である職員 訓練課長である職員													
県立総合リハビリテーションセンター													
生活支援チームリーダーである職員 薬剤師である職員（麻薬管理者である職員を除く。） 身体障害者の身上相談及び日常生活養護に従事することを本務とする職員													
身体障害者の身上相談及び日常生活養護に従事する更生相談室長である職員 訓練チームリーダーである職員													
<p>に改め、同表の保健所の項中「検査課」を「検査チーム」に、 「保健予防課長」を「健康づくりチームリーダー」に改める。 (給料の特別調整額に関する規則の一部改正)</p> <p>第6条 給料の特別調整額に関する規則（昭和45年長野県人事委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。</p> <p>別表のアの知事の事務部局の項中「危機管理室長」を「危機管理局長」に、</p> <p>「 信州ブランド・観光戦略局長 地方事務所長 身体障害者リハビリテーションセンター所長 県立病院長」を</p> <p>「 地方事務所長 県立病院長 県立総合リハビリテーションセンター所長」に、「企画参事」を「信州広報・ブランド室長」に、</p> <p>「 参事」を「信州広報・ブランド室長」に、「企画参事」を</p> <p>「 身体障害者リハビリテーションセンター次長 佐久保健所長 上田保健所長 飯田保健所長 松本保健所長 長野保健所長」を</p> <p>「 佐久保健所長 上田保健所長 伊那保健所長 飯田保健所長 松本保健所長 長野保健所長」に、</p> <p>「 医療技監 環境保全研究所副所長」を</p> <p>「 県立総合リハビリテーションセンター次長 医療技監」に、「上田建設事務所長 飯田建設事務所長」を「上田建設事務所長 飯田建設事務所長」に、</p>	<p>建設事務所長 松本建設事務所長」を「上田建設事務所長 飯田建設事務所長」に、</p> <p>「 参事（任命権者が人事委員会と協議して定めるものに限る。）」を「 参事（任命権者が人事委員会と協議して定めるものに限る。）」に、「技監（任命権者が人事委員会と協議して定めるものに限る。）」を「技監（任命権者が人事委員会と協議して定めるものに限る。）」に、</p> <p>「 本庁の課長 本庁のチームリーダー」を「 本庁のチームリーダー」に、</p> <p>「 自治研修所長」を「 信州広報・ブランド室次長」に改め、「 上田保健所長」の次に「 伊那保健所長」を加え、「 松本建設事務所長及び長野建設事務所長」を「 飯田建設事務所長、松本建設事務所長、長野建設事務所長及び下伊那南部建設事務所長」に、</p> <p>「 交通事故相談所長 消防防災航空センター所長 男女共同参画センター所長」</p> <p>に、「 西駒郷地域生活支援センター所長 精神保健福祉センター所長」を「 西駒郷地域生活支援センター所長」に、「 劳政事務所長 公衆衛生専門学校長」を</p> <p>「 公衆衛生専門学校長 阿南介護老人保健施設所長」に、「 食肉衛生検査所長」に、「 精神保健福祉センター所長 食肉衛生検査所長 家畜保健衛生所長 千曲川流域下水道建設事務所長」に、</p> <p>「 地域農業改良普及センター所長 家畜保健衛生所長 千曲川流域下水道建設事務所長 砂防事務所長」を</p> <p>「 下伊那南部建設事務所長 コモンズ・砂防センター所長 会計センター所長」に、</p> <p>「 本庁の課に付置される室の室長 企画幹」を「 企画幹」に、</p> <p>「 福祉支援幹」を「 収納推進幹」に、</p> <p>「 N P O推進幹 工業振興幹 検査幹」を「 工業振興幹」に、「 森林組合検査幹」を「 森林組合検査幹 技術管理幹 道路管理幹」に、</p>												
<p>建設事務所長 松本建設事務所長」を「上田建設事務所長 飯田建設事務所長」に、</p>													

<p>「検査課の分室長 短期大学事務局次長 建設産業構造改革支援幹 佐久地方事務所の税務課長、厚生課長及び土地改良課長 上小地方事務所の税務課長、生活環境課長及び土地改良課長 上伊那地方事務所の税務課長及び土地改良課長 下伊那地方事務所の税務課長、厚生課長、生活環境課長及び林務課長 松本地方事務所の課長 長野地方事務所の課長」を</p> <p>「農協検査幹 地域福祉チームリーダー（佐久地方事務所、下伊那地方事務所、松本地方事務所及び長野地方事務所の地域福祉チームリーダーに限る。） 環境森林チームリーダー 県税チームリーダー（諏訪地方事務所、木曽地方事務所、北安曇地方事務所及び北信地方事務所の県税チームリーダーを除く。） 農業自律チームリーダー 産業労働チームリーダー（上小地方事務所、上伊那地方事務所、松本地方事務所及び長野地方事務所の産業労働チームリーダーに限る。） 地域改革推進幹 地域政策チーム土地利用・建築室長（松本地方事務所及び長野地方事務所の地域政策チーム土地利用・建築室長に限る。） 建設産業構造改革支援幹」に</p> <p>「福祉大学校副校長 身体障害者リハビリテーションセンターの管理部長、支援部長、医務部長、総看護師長及び更生相談室長 自律支援幹 精神保健福祉センター次長 上田保健所の次長及び保健予防課長 飯田保健所の次長及び保健予防課長 松本保健所の次長及び課長 長野保健所の次長、総務課長及び保健予防課長」を</p> <p>「自律支援幹 上田保健所の次長及び健康づくりチームリーダー 飯田保健所の次長及び健康づくりチームリーダー 松本保健所の次長及びチームリーダー 長野保健所の次長」に、</p> <p>「看護大学事務局次長 公衆衛生専門学校の次長及び教頭」を「公衆衛生専門学校の教頭」に、「須坂看護専門学校副校長」を</p> <p>「須坂看護専門学校副校長 県立総合リハビリテーションセンターの管理部長、支援部長、医務部長、総看護師長及び更生相談室長 精神保健福祉センター次長」に、</p> <p>「農業大学校の事務局長、部長及び学科主任」を</p> <p>「木曽農林振興事務所次長 農業大学校の事務局長、部長及び学科主任」に、「及び管理計画課長」を「及び整備チームリーダー」に、「管理計画課長及び支所長」を「及び整備チームリーダー」に改め、同アの教育委員会の事務局及び教育機関の項中「総合教育センター所長 生涯学習推進センター所長」</p>	<p>を「総合教育センター所長」に、「課長」を「チームリーダー」に、「体育センター所長」を「体育センター所長 生涯学習推進センター所長」に、「事務局の課に付置される室の室長企画幹」を「企画幹」に改め、同アの労働委員会事務局の項中「調整総務課長」を「調整総務チームリーダー」に改める。</p> <p>(特地勤務手当等に関する規則の一部改正)</p> <p>第7条 特地勤務手当等に関する規則（昭和46年長野県人事委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。</p> <p>別表第1中「裾花ダム管理事務所管理第二課」を「裾花ダム管理事務所管理第二チーム」に、「姫川砂防事務所」を「姫川コモンズ・砂防センター」に改める。</p> <p>別表第2中「飯田建設事務所南部支所」を「下伊那南部建設事務所」に、「天竜村警察官駐在所」を「天龍村警察官駐在所」に改める。</p> <p>附 則 この規則は、平成18年4月1日から施行する。</p> <p style="text-align: right;">人事委員会事務局</p> <hr/> <p>長野県人事委員会事務処理規則の一部を改正する規則をここに公布します。 平成18年3月31日 長野県人事委員会委員長 市村次夫 長野県人事委員会規則第16号 長野県人事委員会事務処理規則の一部を改正する規則 長野県人事委員会事務処理規則（昭和39年長野県人事委員会規則第13号）の一部を次のように改正する。</p> <p>第5条中「総務部職員サポート課内部事務システム推進室長」を「総務部事務サービスチームリーダー」に改める。</p> <p>別表第2の3の(1)及び(7)中「同表の6の6級職以上」を「同表の6の5級職以上」に改め、同3の(11)中「第28条第3項」を「第28条第2項」に、「6級職以上」を「5級職以上」に改め、同表の4の(1)中「調整手当等」を「地域手当等」に改め、同4の(2)中「及びス」を「及びシ」に、「シまで」を「サまで」に、「8級以上」を「6級以上」に、「8級又は」を「6級又は」に、「7級以上」を「6級以上」に改め、同(2)のウ中「初任給等」を「号俸」に改め、同(2)のカを削り、同(2)のキ中「給料月額の特例及び同条第5項第2号の規定による昇給期間の短縮」を「号俸」に改め、同キを同(2)のカとし、同(2)のクからスまでを同(2)のキからシまでとし、同表の15の(1)中「同表の6の6級職以上」を「同表の6の5級職以上」に改め、同15の(5)中「8級以上」を「6級以上」に、「8級又は」を「6級又は」に、「7級以上」を「6級以上」に改める。</p> <p>別表第3中「総務部職員サポート課内部事務システム推進室長」を「総務部事務サービスチームリーダー」に改める。</p> <p>附 則 この規則は、平成18年4月1日から施行する。</p> <p style="text-align: right;">人事委員会事務局</p>
---	---